

船舶事故調査報告書

平成27年9月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年5月7日 11時00分ごろ
発生場所	愛知県田原市の伊良湖岬西方沖 伊良湖岬灯台から真方位281°500m付近 (概位 北緯34°34.82' 東経137°00.67')
事故調査の経過	平成27年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五永正丸 ^{えいしょう} 、10トン AC2-3348（漁船登録番号）、個人所有 13.95m(Lr)×3.75m×1.50m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和58年5月14日 B プレジャーボート 中根丸 ^{なかね} 、5トン未満 240-35519愛知、個人所有 6.71m(Lr)×2.02m×0.76m、FRP ガソリン機関（船外機）、66.2kW、平成5年11月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年2月3日 免許証交付日 平成24年10月22日 (平成30年2月28日まで有効) B 船長B 男性 46歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年3月10日 免許証交付日 平成23年11月21日 (平成29年3月9日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（船長B及び同乗者B）
損傷	A 船首左舷外板に擦過傷 B 船首部に割損、右舷中央部外板に破損、右舷船尾外板に亀裂
事故の経過	A船は、船長A及び乗組員Aが乗り組み、渥美半島南岸沖での操業を終え、船長Aが操舵室の椅子に腰を掛け、愛知県南知多町師崎港に

	<p>向けて約17～18ノット(kn)の対地速力で手動操舵により伊良湖岬南方沖を西進していた。</p> <p>船長Aは、伊良湖岬南西沖において、伊良湖岬と伊良湖水道航路との間に向かって漁船群が北進しているのを見て、漁船が少ない伊良湖岬寄りに向けようと針路を北方へ変更した際、船首方を見て他船を見掛けず、左舷方の漁船群との距離を保つように航行していたところ、平成27年5月7日11時00分ごろ、衝撃音を聞いた。</p> <p>船長Aは、主機を停止し、左舷後方にB船を認めて衝突したことを知り、B船に接近し、海面に漂流していた船長BがB船に乗り込んだところを見て、B船の右舷側に着けてA船にB船の2人を移乗させ、B船のえい航を僚船に依頼した後、A船でB船の2人を伊良湖港に運んだ。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人(以下「同乗者B」という。)を乗せ、船長Bが、伊良湖岬と伊良湖水道航路との中間付近に着いて釣りを始めようとしたところ、南東方から接近して来る漁船群を認め、それらから離れようと思い、伊良湖岬寄りに移動し、船首を東北東方に向け、船外機を中立運転として漂泊を開始した。</p> <p>B船は、船長Bが操縦台の後ろの椅子に、同乗者Bが操縦台の前の椅子にそれぞれ腰を掛け、左舷方を向いて釣りを始めた。</p> <p>B船は、船長Bが、機関音を聞いて、振り向くと右舷方約5～10mに接近したA船を認め、衝突の危険を感じ、立って大声で叫んだものの、どうすることもできず、その右舷とA船の左舷船首とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝撃で海に投げ出されて漂流し、戻って来たA船が投げたロープを受け取って泳いでB船に戻り、意識を失って倒れている同乗者Bを見付けて声を掛けたところ、同乗者Bの意識が回復したことを確認した。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、伊良湖港に運ばれ、救急車で病院に搬送され、船長Bが左上腕挫傷、同乗者Bが右肩打撲とそれぞれ診断された。</p> <p>B船は、A船の僚船により伊良湖港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の操舵室船首側、写真2 B船の船首部 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約3m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.8m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 南東流約1.9kn</p>
<p>その他の事項</p>	<p>しらす漁の漁船は、操業が05時ごろ～10時ごろまでと決められており、本事故時、南知多町の篠島及び日間賀島、師崎など漁業協同組合に所属する漁船が操業を終え、伊良湖水道航路と伊良湖岬との間を帰航していた。</p>

	<p>乗組員Aは、船長の右舷側に腰を掛け、A船が北方へ針路を変える前、目視で右舷船首方に1隻の船を認めたものの、魚群探知機による魚群の探索に気を取られており、その旨を船長には伝えていなかったが、本事故後、右舷船首方に認めた1隻の船がB船であると思った。</p> <p>船長Aは、漁船の乗船経験が約60年あり、いつも操業を終えた漁船群が伊良湖岬西方沖で一緒になるが、帰港先がそれぞれ異なるので、針路を変えた漁船と接近することがないように注意して操船していた。</p> <p>船長Aは、本事故後、漁船群からの引き波によって波が高くなっていたこと、船首側の窓枠、旋回窓の窓枠及び駆動部、操舵室前の支柱などで死角が生じたことが影響し、B船を見付けにくくなっていたのではなかったのかと思った。</p> <p>B船は、水面から船体船尾寄りの操縦台上面までの高さが約90cmであった。</p> <p>船長Bは、釣りに夢中になっていて、接近するA船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、約23～24年前からプレジャーボートに乗り、年に約30回出航して釣りを楽しんでいた。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、伊良湖水道航路と伊良湖岬との間を漁船群が帰航する状況下、伊良湖岬西方沖を北進中、船長Aが、左舷方の漁船群との距離を保つように注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、伊良湖水道航路と伊良湖岬との間を漁船群が帰航する状況下、伊良湖岬西方沖で漂泊中、船長Bが、魚釣りに意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、伊良湖水道航路と伊良湖岬との間を漁船群が帰航する状況下、伊良湖岬西方沖において、A船が北進中、B船が漂泊中、船長Aが、左舷方の漁船群との距離を保つように注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かず、また、船長Bが、魚釣りに意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかったため、接近するA船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に適した全ての手段により、常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

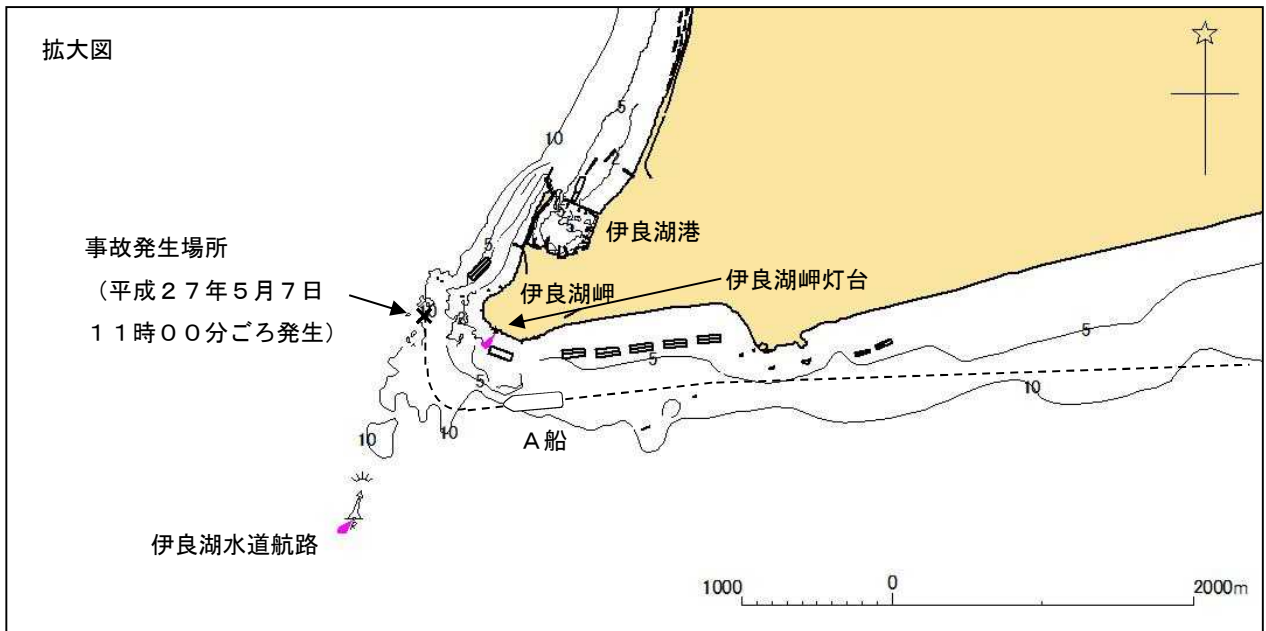
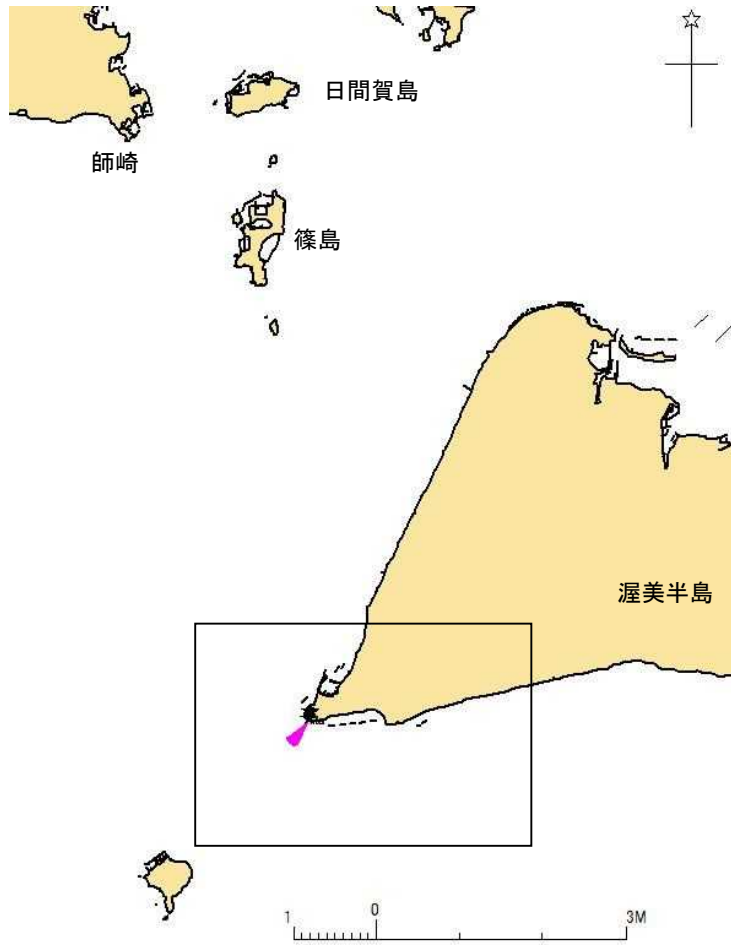




写真1 A船の操舵室船首側



写真2 B船の船首部